

第三十一回 参議院大蔵委員会會議録 第二十六号

(三二九)

昭和三十四年四月八日(水曜日)午前十一時九分開会

委員の異動

四月七日委員追水久常君辞任につき、その補欠として木島虎藏君を議長において指名した。
本日委員鹿島守之助君、木島虎藏君、柴野和喜夫君、廣瀬久忠君、森田義衛君及び川口爲之助君辞任につき、その補欠として木内四郎君、追水久常君、松平勇雄君、重宗雄三君、大沢雄一君及び伊能芳雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

山本 米治君
土山 國太郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

伊能 芳雄君
江藤 智君
大沢 雄一君
川口爲之助君
木内 四郎君
木暮武太夫君
笹森 順造君
塩見 俊二君
重宗 雄三君
下條 康麿君
西川 甚五郎君
松平 勇雄君
森田 義衛君

政府委員

大蔵政務次官 佐野 廣君

大蔵省主計局長 石原 周夫君

大蔵省主計局次長 佐藤 一郎君

大蔵省主計局法規課長 小熊 孝次君

大蔵省主計局主計課長 原 純夫君

大蔵省主計局主計課長 賀屋 正雄君

大蔵省主計局主計課長 石田 正君

大蔵省主計局主計課長 酒井 俊彦君

大蔵省主計局主計課長 替局長

大蔵省主計局主計課長 常任委員 木村常次郎君

大蔵省主計局主計課長 会専門員 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 川中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

大蔵省主計局主計課長 大蔵省管財局長 田中 弘一君

規定に基き、内閣に対して意見を述べ
る機会を与えなければなりません。
よって、ただいまの両修正案に対し、
内閣の意見を聴取いたします。

○政府委員(佐野廣君) ただいまの修
正案によりまして、揮発油税率の引き
上げ額を圧縮する、こういうことにな
りますと、道路整備五カ年計画の財源
に不足を生じますので、同計画に対
しまして変更を来たさなければならな
い点も出てくるわけでございます。こ
で、必ずしも好ましいことではござい
ません。しかしながら、本修正案の御
趣旨が担税者の負担増を極力抑制する
という御趣旨でございますので、こ
れに反して反対をいたさないという所
見でございます。

○理事(山本米治君) ただいまの修正
案及び内閣の意見に対し、質疑のある
方はこの際御発言願います。――別に
御発言もなければ、質疑は尽きたもの
と認め、これより両案の原案並びに両
修正案について討論に入りたいと存じ
ますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認
めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、両案の原案並びに両修正案
について、賛否を明らかにしてお述べ
をお願いいたします。

○小酒井義男君 私は、日本社会党を代
表して、今回の揮発油税法の一部改正を
行なう大幅な増徴を行おうとする法
律案に対して、反対の意見を述べます。
揮発油の税抜き価格は約一万五千
円でありまして、これに対して昭和三十
二年以降一キロリッターに一万八千三
百円というきわめて高率な課税がされ

ておるのであります。この際に政府与
党である自由民主党においては、揮
発油税の増税を行うことの若干の必要
性を認めると同時に、これと同額以上
の金額というものを一般財源から支出
するべきであるという議決をしてい
ることも、皆さん御承知の通りであり
ます。しかし、その後、その議決とい
うものは、一片のほごとして葬り去ら
れて、これが今回再び五千五百円とい
う大幅な増徴をはかってきたのであり
まして、やはり公党の立場として、こ
れは許すことのできぬ背信的な行為で
あるということもいえると思ひます。

ただいまの江藤委員の修正案により
まして、これが四千四百円に減額をさ
れることになることになりました。さ
らに一キロリッターに対して二万二千
七百円という高率がかかるのでありま
すから、これの消費者に対する影響は
きわめて大きいものがあるということ
を言わなければならぬと思ひます。特
に、最近の揮発油消費性向というもの
は、徐々に一般家用車、特に業務用
の運搬用に供せられるものや、あるい
は農村における耕耘機等に使われる量
が、年々その比率を増大をしておるの
であります。委員会の質疑の際にも
私が明らかにいたしましたように、昭
和三十二年のガソリン消費量の内容
を検討いたしましたも、自家用車等の
乗用車に消費したものを除いて、一般
業務用に使ったと思われる量は全体の
五八%を上回っておるという数字が出
ております。その後、傾向としては、
小型車、三輪車等が非常に大きな数を
増しておりますから、おそらく現在に
おいては使用量の六割以上は一般中小
商工業者あるいは農民の生業のため

に使われておるといふ推定ができるわ
けです。こういう点から考えていきま
すと、経済力の弱い中小商工業者や農
民の過当な負担になることは明らか
であります。私どもは、こういう実情
を明らかにして、大幅な減額が行われ
ることを主張してきたのであります
が、政府与党間においてはついにそう
いう点については何ら考慮を払うこと
なく、ほんの申しわけの一キロリッ
ターに対して一千一百円の減額をする
ということ、今回の増徴を行おうと
しておるのであります。

修正案の提案説明の中においても、
五千五百円の増税が経営に与える影響
あるいは労働条件に与える影響は深刻
であるという事実を認めておられるの
であります。それを認めながら、わ
ずかばかりの減額でもってそれらの問
題が解決するということとは考えられ
ません。交通事故の非常に頻発してお
る現状において、特にトラック輸送等
における危険な輸送状況などを見ま
すと、労働条件の改善をしなければなら
ない問題もずいぶんあります。こうい
う点から考えましても、きわめて一
千一百円の減額ということではこれは
微々たるものであつて、そうした効果
を上げることはならぬと思ひます。
また、一方経営の面からいいますと
も、これが運賃にはね上つてくる、あ
るいは物価に影響をするという懸念も
まだ残されております。こういう点か
らきわめて不完全なものであります。
また、道路使用の状況を考えてみま
しても、五カ年計画による道路の舗装は
大体五カ年かかって全体の六〇%、し
かも、地方負担が非常に多いので、赤
字県が約十八県、あるいは赤字の市町

村が非常に多い中で、この地方が負担
に耐え得るであらうかということに対
しても大きな疑点があります。
こういうふうにして見ますと、五カ
年計画によつて受益を所得するという面
はきわめて少い。一部の国道である
と、県道の主要幹線であるとかというよ
うな程度で、相変らず市町村道の利用
者は非常に悪い道路の中で、作業を、
経済活動を続けながら、しかもガリッ
ン税の負担だけは公平に背負わされて
いるという、きわめて不合理な結果が出て
くるということも考えられます。こう
いう点からも、今回のガソリン税の増
徴案はきわめて不当なものであると言
うことができます。

また、政府は、昨年の衆議院選挙に
おいて、与党である自由民主党の七百億
円減税というものが非常な国民の共感
を呼んで、有利な選挙を行なったのであ
ります。今回の予算を通じて、表面
はいろいろな形の減税をしております
が、裏面において増税をしておること
は、このガソリン税、揮発油税の例を
とつてみても明らかであります。今
申し上げておるような中小商工業者や
あるいは農民に与える影響として、
個人事業税を六十五億、法人事業税を
二十億減税をしておいて、そうしてこ
の修正によりまして、四千四百円の
増税は総体において百五十四億の増税
になるものであります。この中の六割
以上を、それらの自家用車使用者であ
る個人事業税あるいは法人事業税等の
納税者に転嫁されてくるということに
なりますと、減税額を上回るところの
税負担がこれだけでも出てきます。さ
らに、その他の物価の上昇傾向等を考
えてみますと、やはり減税というのは

ほんの表看板だけであつて、結果的に
は前年以上の税負担が来るという結果
になるのであります。こういう欺瞞
的なやり方に対しては、わが党は断じ
てこれを承認することはできません。
まあこれらの問題については、近々行
われまうところの地方選挙あるいは参
議院の選挙を通じて、国民の厳密な審
判を受けようと思ひますから、私は、そ
れらのことが強く国民に理解をされる
ことがなければ、こうした悪税が次々
と出されてくるという、こういう心配
を持っております。

こういろいろな観点から、きわ
めて今回のガソリン税増徴案というも
のは事宜を得ない、しかも過当なもの
を国民の負担において強行しようとし
るものでありますから、以上のような
理由によつて本案に反対の意思を表明
いたします。
○天坊裕彦君 無所属クラブを代表し
たしまして、私も本案に反対するもの
であります。
この原案の五千五百円の増徴にいた
しまして、ただいま修正案として出
されました四千四百円の案にいたしま
しても、つい三、四年前まで一万一千
円の税金がその倍額の二万二千円をこ
すというような、倍以上の増徴になる
わけでありまして、その三、四年で、
一方で千億円減税、七億億減税とい
うような恩恵を受けている反面に、こ
ういう大きな増徴をするものでありま
して、この税に関連する業者にとつて
は、まことに減税の看板は偽りの看
板であるという感を深くするもので、
その人たちからいえば、大きな不満を
残すものだと思ひます。
政府は、その言いわけを、道路整備

ら、内容的には、何といひまするか、不満の意を含めた賛成でございますけれども、よろしく一つ、何といひますか、政府の今後の猛省を促しまして、私の討論を終ります。

○理事(山本米治君) 委員の異動について御報告いたします。ただいま、委員鹿島守之助君が辞任され、その補欠として、木内四郎君が委員に選任されました。

○理事(山本米治君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより、揮発油税法の一部を改正する法律案、地方道路税法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、江藤君提出の両修正案を問題に供します。江藤君提出の両修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数でございます。よって、江藤君提出の両修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた両案の原案全部を問題に供します。修正部分を除いた両案の原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数でございま

す。よって両案は、多数をもって修正すべきものと議決せられました。

なお、諸般の手續等につきましては、前例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(山本米治君) 次に、物品税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次、御発言を願います。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 別に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、修正意見のある方は、討論中にこれをお述べ願います。

○杉山昌作君 私は、ただいま議題となっており物品税法の一部を改正する法律案につきまして、修正の上、賛成をいたしたいと存じます。

まず、修正案を申し上げますが、お手元に配付しております物品税法の一部を改正する法律案に対する修正案、相当こまかくなっておりますが、朗読を省略して、書面でごらん願いたいと思います。

この修正の内容は、第一が、ゴルフ用具及び同部分品等についての点でございます。この点は、衆議院におきまして、これらの物品については小売課税にいたしまして、その税率を二割とすることというふうなことになると思いますが、実際のこれらの品物の売買取引の実情をうかがってみますと、

小売課税に課税方式を変更することによって課税の適正化が行われるということが、必ずしも確定的ともいえない、若干疑問を持っておりますし、さらに、こういたしました税率を二割とするというところは、三割ないし四割くらいの減税に実質的になって参りますので、今日の状況から考え、また今回の物品税改正全般の趣旨等から見まして、ゴルフ用具にそれだけの実質的な減税を行うということは必ずしも適当でないように思いますので、これをもとへ戻そうとする趣旨でございます。

それから、修正の第二は、付則を相当広範囲に、ごらんのように修正するわけでありまして、これは原案が、四月一日から施行し、中には五月一日から施行するものもあるという、二段のかまえになっておりましたが、すでに四月一日を過ぎた今日でありますので、すべての施行を五月一日からするということに改めたいと思います。その関係で、いろいろこまかいものですが、条文は非常にござってござってござりますけれども、趣旨は五月一日に施行日を改めることに基くものだけでございます。

以上修正をいたしましたして、私は原案に賛成をいたしたいと存じます。

○平林剛君 私は、ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案に対し、社会党を代表して、反対の討論をいたしたいと思います。

反対の第一の理由は、現行物品税法は依然として戦時中における遺物であるという点であります。その内容におきましても、なお大衆課税的な性格を含み、国民生活に与える影響も少くありません。私も社会党は、現行法の根

本的性格を改めるために、物品税を廃止して、新たに奢侈品税を創設することが適当であると考へまして、今日まで政府に全面的な検討を要求して参つたのであります。しかるに、今回の改正案には、この国民的な要求を参酌した考えが含まれておらない。反対をする理由であります。

第二は、政府は、この改正案の基本的考え方を、各物品の消費の性質、担税力に応じて負担の均衡をはかるとともに、手工業その他零細な中小企業の製品で税負担の転換が困難な事情のあるものに減免の措置を講じたこと説明をいたしておるのでありますが、内容をいさいに検討いたしますと、なお大理石、タイル、あるいは三十五ミリ撮影機、映写機等、その消費の性質から見まして疑問のある改正点がたくさん含まれておるのであります。これは反対の理由の第二であります。

第三は、今日この物品税法は、その課税品目については利害関係者が多く、製造業者あるいは販売業者、政府並びにその他関係者との結びつきをきわめて不明朗なものにしていて、この法律が今日存在をしているのはこのために存在をしているといつてもいい現象が現われておりますことを、まことに遺憾と存するのであります。特に、物品税法の一部を改正する法律案をめぐりまして、ゴルフ、弾丸などの物品に対して免税措置あるいは軽減がはかられたことは、国民の多くから強い指弾を受けたことはまことに当然であらうと思ひます。本院はその良識におきまして、ただいま修正提案があり

ましたように、再び政府原案に戻すことができたのであります。この意味では私はその決断に対して、当然の行為ではありますけれども、敬意を表しておきたいと思ひます。しかし、なお、本法は課税の方式あるいは免税点などは法律によらない政令その他にゆだねられたものが多く、税の法定主義に反していることも、この際指摘をしておかなければならない反対理由であります。

また、政府のいわゆる七百億円減税の一環として物品税の減免措置をとられたかの擬装を施しておりますけれども、物品の種類によりましては、課税方式の変更によって、かえって税収が増加する仕組みになっておるのであります。この結果一部物品においてはその価格の引き上げが予想せられまして、かりにそうならば、国民生活に与える影響もまた無視することはできません。この矛盾を解決しようとするならば、大メーカーの下請工場たる中小企業者は、物品税の課税からは減免を受けたとしても、下請の仕事を受けない苦境に陥る結果になるか、あるいは政府改正案の犠牲に甘んずるかという実情になり、中小企業者にとつても賛成しがたい改正が含まれていて、第六条第四項があげられるのであります。また、衆議院の大蔵委員会はこの配慮のため付帯決議をつけました。また、私も今日までの質疑応答によって、政府に対してはその適用範囲、実施の時期等につきまして慎重な配慮を要望いたしましたのであります。しかし、なお、今後法律の実施に当たっては遺憾のないよう配慮いたすべき問題が含まれていてと考えるのであります。

以上、私は物品税法の一部を改正する法律案についての反対理由を述べた次第であります。しかし、本委員会では、改正法案に対する賛否の立場からの質疑とは別に、物品税法本法に対する根本的問題について検討を加えて参りました。その結果、政府の今後の物品税法をどのような角度で検討すべきかにつきましては、審議の段階においておよそその方向を明らかにしたことは注目すべきことであります。私はこれを促進するために、各派と合議した結論に基づいて、物品税法の一部を改正する法律案に対して付帯決議を付したいと存じます。便宜、付帯決議を朗読いたします。

物品税法の一部を改正する法律案付帯決議案

物品税は、戦費調達と財源確保のため存続された沿革をもち、その性格もとく明確でないばかりでなく、課税の施行に当っては、政令に委ねられるものも多く、明らかに租税法定主義の精神に反するものと思われる。また、課税物件間の税負担をみるも、必ずしもその権衡がとれていないものと思われぬ。

よって、本委員会、政府において、国民経済の総合的見地に立つて、物品税法を再検討し、速かに根本的改正措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。

以上であります。

右付帯決議につきましては、何とぞ満場一致賛成されるようお願いいたします。まして、私の反対討論をいたしたければ、討論は終了したものと認めて

○理事(山本米治君) 他に御発言もなければ、討論は終了したものと認めて

御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより物品税法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました杉山君提出の修正案の問題に供します。杉山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数でございます。よって、杉山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた衆議院送付案全部の問題に供します。修正部分を除いた衆議院送付案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって修正すべきものと議決されました。

次に、討論中に述べられました平林君提出の付帯決議案を議題といたします。

平林君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 全会一致であります。よって平林君提出の付帯決議案は、本委員会の決議とすることに決しました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、委員長に御一任願います。

○理事(山本米治君) 次に、交付税及

び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。――別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等については、先例により、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(山本米治君) 速記をつけて。午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時三十一分開会

○理事(山本米治君) ただいまから委員会を再開いたします。

まず、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府委員から補足説明を願います。

○政府委員(酒井俊彦君) ただいまの法律案につきましては、若干補足説明をいたします。

まず第一に、わが国の国際通貨基金と国際復興開発銀行に対する出資額につきましては、国際通貨基金におきましては、現行の二億五千万ドルから五億ドルに増額する。また、国際復興開発銀行、いわゆる世銀におきましては、現行の二億五千万ドルから六億六千万ドルへ追加出資することにしたのであります。これが第一案の改正でございます。

この点に関連いたしまして、今回の基金及び銀行の増資のいきさつ、内容等につきましては、すでに当委員会におきまして大臣からも御説明がありまして、詳細のことを申し上げることは省略させていただきますが、まず、基金の方につきましては、特にわが国は、カナダ及び西独とともに、その戦後の経済発展が著しいということが考慮いたされまして、一般普通は各国が五〇〇％の増額でございますが、これを一〇〇％増というところで、互恵まで特別の増額が認められたのであります。これによりまして、基金からの外貨の買入れ可能限度額は約二倍、すなわち二億五千万ドルまで買うことになり、また割当額の大きさによるわが国の

の順位は、従来は九位でございましたところ、この特別増額で第八位に上りました。投票権がそれだけ強化されました。

結果、理事会におけるわが国の発言力が相当強まることが期待されておるわけでございまして、このわが国の増額分二億五千万ドル、すなわち円貨換算いたしますと約九百億円でございますが、これにつきましては、そのうち六千二百五十万ドル相当の円、すなわち二百二十五億円は金で、つまり四分の一は金で払い込むことになっております。――金で払い込むことになっております。――金で払い込むことになっております。――金で払い込むことになっております。

残りの六百六十六億円は、これは交付国債というところで払い込むことになっております。なお、この交付国債は無利子のものでございまして、現実にはわが国が外貨を買い入れる場合に初めて使われる性質のものでございまして、なお、総会による増額決議の採択は、総会が基金として加盟各国の割当額を増額するということを総会として意思を決定したものでありまして、この割当額の増額を有効にするためには、さらに加盟各国がこの増額に同意する旨を通告をする必要がございます。

さて、世界銀行の増資については、近年ますます活発になって参りました。世銀といいたしましては、貸付資金を調達いたしますために、世銀債の発行等による借入れを今後ますます活発に行なっていく必要があると見られておる

のであります。ところで、これらの借入れにつきましては、各加盟国株式応募額のうちその八〇％に相当する未払込分がその世銀債発行の保証に充てられておりますので、増資及びそれに伴う応募額の増額によりまして、その保証限度額を増大いたしました。これによつて借入れの促進を可能ならしめ、また世銀による投資をさらに拡大しようという趣旨でございます。なお、世銀につきましては、IMFの方と違ひまして、一般的な出資は一〇〇％ということになっております。

で、わが国はさつき申し上げましたように、六億六千万ドルと特別増額を認められたので、その一億六千万ドルのうちの九〇％に当たるものは円現金で出資をするということになっておるわけであります。世銀におきまして、これによりまして順位は九位から八位に上りまして、理事会におけるわが国の発言力はますます強化されることとなり、従来同銀行と密接な関係にあるわが国としては、まことに好ましいことと考えております。

わが国の世銀の増額分四億一千六百万ドルのうち、実際に払い込みを要しますのは、さつき申し上げましたように、一億六千万ドルのうち、倍額以上の超過分について一％がドルで、残りが円貨で払い込みをいたしております。従つて、これを円に直しますと、円現金の方が十億五千三百七十八万四千円、それからあとの国債の出資につきましては、四十三億二千四百六十一万六千円というものが交付国債で払い込まれるわけであります。

第二に、以上の追加出資をいたしま

すために、所要財源といたしまして約二百五十億円というものが必要であります。この調達方法等につきまして、付則第二項ないし第五項に所要の規定を設けております。この規定の骨子といたしますところは、まず大蔵大臣が指定する日において、この法律施行の日に現在で日本銀行の所有に属しておる

の日銀納付金を納付する場合のように、配当とか内部留保というようなものを行うことなく、またこの納付金額については、付則の第五項によりまして、法人税、事業税の課税所得の計算上は損金に算入されてしまう、つまり課税しないということになっております。

ということがはっきりしておるものとして大蔵大臣が認定いたしました金地金のうち、大蔵大臣が指定するもの、つまり約六十二トン、日銀のものであるというふうにきめられたもの、これは六十二トンでございますが、これを金管理法第四条の規定に基づく価格、すなわち国際通貨基金に登録されております一グラム四百五円という形で日本銀行に再評価させました、再評価いたしました金額と帳簿価格、

MF及び世銀加盟当時の出資におきまして、政府は、基金に対しては、日本銀行からの一部に充てるために、日本銀行から当時の帳簿価額一グラム三円四十五銭で日本銀行の所有する金地金約十五・五トンを買上げたのでございますが、その際、この実際上の買い上げ価額とその金地金を当時の金管理法第六条の規定による価格、すなわち一グラム四百一円でございましたが、この場合に、四百一円で評価したものとの差額、大

帳されておりますが、その差額に相当する金額を全額国庫に納付するものとしたしまして、政府はこの納付された金額を基金及び銀行に対する追加出資及びこれに伴う経費の財源に充てることとした次第でございます。追加出資の財源を日本銀行の金評価益に求めましたのは、今回の出資の目的、金評価益の使途等種々の観点から見まして、この方法が最も適当であると考えたからであります。

体六十億円ぐらいになりますが、この額は現行法の第四条第二項につきまして、別に法律をもって定めるところによつて処理するものと規定されておりました。そこで、この機会に、その差額につきましても同時に処理をいたしますことが適當と考えられましたので、改正法の付則第六項及び第七項に、所要の規定を設け、さらに、今申し上げましたように、本則の方の四条は必要でなくなりましたので、これを削除

なお、この日本銀行から国庫に納付されます金額は、付則第三項の後段におきまして、日本銀行法第三十九条に規定する剰余金には含まれないということとなりますので、一般の国庫納付金とは別途に、特別の納付金として金額を国庫に納付されるということにいたしております。従いまして、一般

いたのでおきます。すなわち、当時、日本銀行は政府の命令によつて政府に金地金を売り渡した際に、実際には一グラム三円四十五銭で売り渡しを行なつたのであります。が、それですでに実際の売買は完了しておつたのでございますが、これを観念上、旧金管理法第六条に規定する価

格すなわち一クラム四百一円で売り渡しを行なったものとみなして、このようにみなす場合に生ずべき現行法の第四條第二項の差額に相当する日本銀行の益金相当額が、実質的に見まして今回の再評価益と同様の性質のものであるということができまゝすので、その売り渡しが行われなしたときにおいて

して國庫に納付すべきものとて、そういうふうになして処理いたしました。従いまして、現行法の第四条の第二項にいう処理の一切は完了したものであるというふうに、この法律が成立いたしますればそうなるわけであります。なお、これはすべて觀念上の操作による処理でございますが、政府の蔵入蔵出予算あるいは日本銀行の帳簿上の損益というようなことには何ら変更がないことは申すまでもございません。

最後に、わが国が国際通貨基金から外貨の買入れを行います場合に、従来は対価として円現金を払っておったのでございますが、これにつきましては、従来はそういたしますと、もしIMFから外貨を買入れます場合に、現金を調達いたしましたために、たとえば外為特別会計が外為証券を發行するということが必要になって参りますので、そういう措置をとらないで、その場合には現金にかえて国債で

した。これは各国とも、英、仏、オランダ等もそういう措置をとっておりました。IMFでもそれを認めておりますので、さようなことにいたしましたわけでありです。改正法の第十二条以下が本則の規定がこれでございます。すなわち、国際通貨基金に無利子、譲渡不

て、外貨を買い入れるという場合にも、その場合に交付国債が出せるといふ根拠を設けまして、発行限度、償還、買戻し、償却等に関する規定を置いて、同時に、その他の点は出資の国債に関する諸規定をおおむね準用するといふことにいたしております。

すが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○理事(山本米治君) 質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○平林剛君 大体、この法律の補足説明をきょうして、すみやかに審議もへちまもありはしないのだよ、僕に言わせると。たゞさんこれは質問があるし、慎重に検討しなければならぬ法律だと私は思いますが、御承知のように、国

会も自然休会に入る。しかし、また月末にはいづれ審議の機会もあるわけでありますが、いづれにしても、五月二日で終る。本法案は今度の国会で成立をさせなければならぬという何か緊急性があるかどうか、その緊急性について一つ政府の説明をお願いしたい。

○政府委員(酒井俊彦君) IMF及び世銀の増資につきましては、先般大蔵大臣からも一般の御質疑にこたえましてお答え申した通りでありまして、宇

いたのでございます。昨年のニューデ
リー総会におきまして、当然その増
資を進んで主張し、かつまた、日本に
ついては、カナダ、ドイツと同じよう
に、特別増額ということをしてくる
ように強く要望し、それが実現したわ
けでございます。そこで、やはり国際

銀に対する態度からいたしますなら、できるだけ早く日本が出資できる体制に持っていく、そういうことが確実するということとは、各加盟国に対して非常に影響と申しますか、そういう加盟国に対してよく影響を与えるというところが、一点でございませう。

は、実はさつき申し上げましたように、日本銀行の持つております金のうち、六十二トンを再評価してそれを出資に充てるわけでございます。この再評価の手續といしまして、接収費金屬の処理法案、これが今回成立したわけでありますが、この法律によりまして審議會を開いて、そうしてそこで審議をして、日銀の特定分であるということを決定していただきます、それから再評価をして益金を納付するとい

う手続が要ります。そういう關係で非常に急ぎまして、これとやらはらをなしますと申しますか、これに關連する三十四年度予算補正第一号も、大體本日当院の予算委員会において御可決願いましたのでございますから、これと一緒にやはり通していただくというところが、国内的に見ても國際的に見ても必要であるという意味で、非常に急いでおるわけでございます。

○平林剛君　厳格に言えば、接収資金

會議で成立したばかりです。これからいろいろな作業を進めていって、その中で日銀の所有分であるかどうかいろいろ調べて、初めて日銀に返還をされる。まだそれは法律の執行が進んでいないのだから、未確定なんだそれが確定してからこの法律案が通っても——順

序としてはそういう順序でいかなければならぬのじゃないですか。法律の執行がまだ完結をしないために、日銀の所有というふうになったわけではないので、いきなりこれはもう日銀の所有のものだということにして、評価がえをしてその差益を財源に充てる。現実の問題としては常識的に見ればそうだけれども、厳格に言えば順序がどうも、どこか違っているのじゃないか、私はそう思うのです。もう一つ、世界銀行や国際通貨基金、この出資は九月ないし十月ですね、実際のそういう期限というものは、まだゆっくり審議してもいいのじゃないかと私は思うのですけれども、それでもまだそういう点の疑問は解いてもらわないと、あなたの方の緊急性を認めるわけにはいかない。

○政府委員(酒井俊彦君) 日銀の金

は、いずれにしても、日銀の所有であることがはつきりしておるものを六十二トンつかまえたわけでありまして、接収貴金属というのは、所有権を変更しようというのではなくて、その所有権が正しい所有権者のものであるかどうか、そのものが、これを確定する分でありまして、実はここに六十二トンと申しておりますのは、大体日銀が政府に代理して保管しております接収貴金属のうち、いわゆる定型金塊といったもので、これは一々刻印が打ってありまして、日銀の帳簿と突き合せまして、今からでもこれは日銀の所有であることがまず明らかだというものでございまして、これは政府として当然所有権者は日銀にあるということが認定できるものでございます。

それで、世銀については九月一日ま

で、それからIMFについては九月十五日までに、こちらが出資に対して同意を与える手続をとらなくてはなりません、その前に一切の国内措置を済ましてしまふ必要がある。そういったしますと、接収貴金属の審議会等にか、資料を整えて、少くとも七月中にはぜひ全部の準備が終了するということは必要でございます。やはり手続として、これから接収貴金属の審議会を作り、それにかけるという手続がございまして、それからまあさつき申しました国際的な関係というようなことからは、これは一日も早いことを願ってやまないというところでございます。

○平林剛君 日銀の金地金の所有は、

刻印を押してあって、今でも認定できると。そういうものであるかもしれないが、法律上はまだ認定していないの

でしよう。

○政府委員(酒井俊彦君) 法律上の認

定は、この法案によりまして、本法施行の日を持っておるものとして大蔵大臣が認定する金地金のうち大蔵大臣が指定するものを大蔵大臣が指定した日の現在で再評価することになっておりまして、いずれにいたしましても、六十二トンというものは、帳簿と現物を突き合せて、これは確定であるということとで財源にいたしましたものであります。法律的に申しますれば、まあ妥当か不当かという問題かと思いますが、接収貴金属の処理法案が通っておりますから、従って、その手続というものが妥当であろうというところで、あの手続を前提として考えた次第でございます。

○平林剛君 もう一つ、こういう国際

通貨基金あるいは国際復興開発銀行、

まあ増資させるということは、今のお話で、日本側において特に強調し、これが実現をしたものだ。大蔵大臣にもこの話を聞きましてけれども、一体何を目的にしてこういう運動を積極的におやりになったのか、また何か具体的なプランがあって、積極的に増資されるような運動をしたのか、またその運動はどのような根拠に基づいてやったのかという点が、私は疑問なんです。その点はいかがですか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは、一

昨年、一萬田大蔵大臣の際に持ち出した問題でございますが、現在の世界の経済を見ておきますと、いずれも、何と申しますか、国際的な通貨の流動性というところが非常に問題になっておりまして、各国とも短期の外貨資金が足りません。そういう場合に、足りないからといってすぐに貿易を縮めたり、あるいは余ったからといって広げたりというのではいけません、やはり確実に世界経済を成長させてゆくためには、それだけの流動性のある通貨が十分に供給されるということが必要でございます。世界経済の発展のためにそういうことは必要だ。特にそういう意味で、IMFにつきましてはこの増額を主張したわけでございます。また、世界銀行につきましては、これは御承知のように、大体において後進国の開発が中心でございます。今日世界各国で後進国に対する開発というのは、政治的にも経済的にも、非常に緊急のことになってきておりますが、その主たる役割を持つ世銀の資金が枯渇してくる、そうしてそういう資金面から世界経済全体の発展に寄与するような後進国開発のような資金が与えられないとい

いうことでは困るので、やはり大きく世界の貿易、経済を伸ばすという意味において、基金及び銀行の増資を主張して参ったわけでありまして。

また、わが国といたしましては、実は二十七年に加盟されましたときに、まだ戦後回復間もないときでございましたし、日本の地位も低くなっておつたんでございますが、経済的に見ますと、今日は相当の地位まで行つておるので、これに平仄を合せていただく、つまりつり合いをとって特別増額をしていただくということがいいんじゃないかというところで、昨年佐藤大蔵大臣がニューデリーにおいていろいろお話しになりました結果、かようなことになったわけでございます。

○平林剛君 一萬田さんが何と言おう

と、佐藤大蔵大臣がニューデリーで何をしゃべろうと、そんなことを私は聞いていないんじゃないんです。問題は、今御説明があったように、世界経済の発展のためとか、あるいは後進国の開発だとか、うたい文句としてはなかなかかりっぱなしのだけれども、日本経済のこともきちんとできないで、そちらの方のことについてどうのこうの、また世界の中で国際的地位が高まるというようになことだけでは、どうも国民の現在の感じとしては、びんと来ないものがある。こういう活動とこういう方向に向うことによつて、日本国民は一体どんなふうにも利益を得るのか。わが国の政府の大臣がどうかでしゃべってきた、あるいはその人が動いたということだけで、法律案が成立するなんというところは、私承知できない。これが日本国民の経済あるいは生活にどういう影響をもたらすのか、

そういう点をもっとはつきりしてもらわないと困る。

○政府委員(酒井俊彦君) ただいま、

一萬田大臣あるいは佐藤大臣がそういうお話をしたということは、これは事実でございますが、世銀なりあるいはIMFが増資に踏み切つたのも、同じような意味において、やはりもう少し国際的な発展のために必要な外貨を調達する能力をつけようということで、各国が一致してこれを支持したわけ

です。日本にとりましてどういう影響があるかということでございますが、IMFの出資につきましては、これは先ほどもちょっとくどいように御説明申し上げましたが、実は五億ドルにいたしまして、その半額までは日本経済におきまして貿易収支が逆調になったときに、簡単に円による外貨の買い戻し、平たくいえば貸してくれるわけであり

ます。従いまして、これは第二線準備といたしまして現実に払い込む金は一億二千五百万ドルでございますが、何かそういう際には二億五千万までは必ず貸してくれる、ここに保証があるわけでございます。私ども日本経済は割合に国際経済の波に影響されることがある、だんだんそういうことではないように政策をもつていきたいと思ひますけれども、そういうような万が一の場合におきましては二億五千万ドルというようなものは簡単に貸してくれる、つまり外貨準備としての第二線準備になるということで、これは非常に意味があると思ひます。世銀につきましては、これは申すまでもないことではございますが、日本がこれから輸出を伸ばします場合に、後進国自体に対する

貿易が相当考えられるわけでありま
す。しかしながら、この後進国は現在
なかなか外貨の余裕もございません
し、それから生産水準も低い、要する
に、これから後進国を相手に貿易を考
えます場合に、やはりその後進国自体
の国民所得の水準なり、あるいは生産
指数の上昇なり、着実に後進国自体が
よくなるなければ購買力がつかないとい
うところがございます。そういう意
味で世銀もやはり開発に踏み切ったの
であります。私も、私どももいたしまし
て、そういう御要求に対して日本独力
でもっていろいろな国に貸すという力
はございません。世銀がそういう資金
を作りまして大いに低開発地域を開発
してくれるということによって日本経
済、つまり貿易も非常に好影響を受け
るということであらう。これは出資をし
ておるわけでございます。

○平林剛君 IMFの出資をすること
は、平たい言葉でいえば、わが国が万
一の場合にここから金を借りることが
できる——何に金を使うつもりなの
か。具体的な計画があつて、その思惑
に基づいてIMFの出資を提唱し、実現
をさせたかどうか。万一の場合とい
うことで、計画がないのか。それと
も、さしあたって何か政府として考え
があつて、そうして出資をされたのか
どうか。この点は明らかでない。これ
が一つと、それからもう一つは、世銀
です。この出資については、今お話
のように、後進国を開発するためにそ
の国の経済状況を考へて大いに
世銀に働いてもらひにやならぬじやな
いか、こういうお考えでそこが金の
を借りていろいろな経済活動をするこ
とによって基盤が強化されれば、わが

国との貿易がだんだんよくなる。三段
論法でいくとそういうことになる。し
かし、問題は後進国と目されている
国々が世銀からの借款を希望してお
るかどうか。私まだ——先般は東南ア
ジアを視察をしてきましたけれども、
積極的にこの国が世銀から借款をし
ているというような状態に今なっている
のか、具体的にどういう動きを示して
いるか。これは第二の問題として説明
をしていただきます。

○政府委員(酒井俊彦君) 第一のIM
Fの増資の場合でございますが、これ
は要するに、さつき申しましたよう
に、国際的な流動性を増すことによつ
てます。世界経済の交流を盛んに
する、これが世界経済向上の一つの柱
であると同時に、日本といたしまして
も、場合によっては——そういうこと
はないことを希望いたしますが、二億
五千万までは借りられるという、そこ
に外貨のバックアップとでも申します
か、日銀や為替會計で持つております
金以外に第二線準備としてそういう意
味を持つておれば安心であるという意
味がございまして、これを払い込んだ
から、いつごろその場合は借りると
か、そういうことはございせん。な
るべく政府といたしましては、国際収
支を均衡させるようにしてIMFの御
厄介にならないようにしたいと思いま
すが、しかし、万一の場合には世界
う裏づけもある。そうしてそれが世界
各国に対して非常にいい影響を与える
というところでありますから、われわれ
としては賛成したわけでございます。
それから世銀がしからは東南アジア
に貸しておるかどうかということでご
ざいます。これは相当貸しておりま

す。たとえばアジアにつきまして申し
上げますと、五十八年の十二月末の世
銀の貸付の累計は四十二億五千万ドル
でありましたが、そのうちアジアが十
二億二千五百万ドルというものを占め
ております。これは前々申し上げたと
思いますが、日本が円で出資いたしま
した当初の出資額四千五百万ドルで
世銀に全額解除を要求いたしました。そ
の中からインドの国鉄でありますとか、
パキスタンでありますとか、東南
アジア方面に相当金が出ておる。タイ
でありますとか、現実に出ておりま
す。相当金を使つておるといふことが
数字によってわかると思ひます。

○平林剛君 ただいまの御答弁はど
うも明快でない。政府の方は具体的な計
画はない、現在そういう計画がないとい
うふうには理解してよろしいのですか。
○政府委員(酒井俊彦君) IMFにつ
きましては、これを出資したからとい
つてすぐ借り入れられるという計画はた
だいま持つておりません。
○平林剛君 私の聞いたのは、世銀の
方を増資することによって、先ほど
のような目的に活用されるだろうと言
うが、具体的にどうかということなん
です。あなたのお話は、五十八年十二
月末現在でアジアの国におきまして十
二億何千万ドルと、こう言いました
が、今の数字は日本も含めてでしょ
う、日本も後進国の中に含めたので
すか。
○政府委員(酒井俊彦君) 日本の場合
は後進国とは申されませんけれども、
しかし、日本経済といたしましては、
国内の蓄積資金だけではまかなえない
ものが相当ございまして、かといつ
て、そういう経済の成長テンポを落し

たくないというところで、世銀の了解も
得まして、ただいままでそのうち二億
五千万くらい日本は借りております。
○平林剛君 現在まで借りておるもの
はわかつたのです。先ほどあげたのも、
一九五八年十二月末現在です。に借款
を受け入れた国並びに数字なんです。
今後これをやることによって、お話を
ように東南アジアの方は借款を希望さ
れておるのかどうか。どうも私の持つ
ておる資料では、タイ、パキスタン、
インドの国鉄、あなたのお話で準後進
国として日本を入れれば別でなければ
も、日本は除外して、東南アジア諸国
で具体的に現在借款を受け入れようと
希望しておる動きはどうかということ
は答えてもらひたい。

○政府委員(酒井俊彦君) 日本を除き
まして、今、平林委員はタイ、パキス
タン等をおあげになりましたが、その
ほかインドに対しましてはかなりの額
を世銀は借款を与えております。それ
から各国ともやはり後進国では開発計
画を急いでおりますので、世銀に対し
かなりの期待を持って、今後世銀借
款をしたいという希望があるように見
られます。
○平林剛君 さつきは、IMFの増資
に関連をして、わが国が金を借りる具
体的な計画があるかと尋ねましたとい
うが、これについては、目下ないとい
うお答えでありました。世銀の方の出
資による見返りとして、何か、わが国
として今後これを借りたいというよう
な具体的な計画があるんですか。
○政府委員(酒井俊彦君) 世銀の出資
の見返りとしてこういうふうな借りた
という計画はございせん。しかし
ながら、御承知のように、先般電発に

対して一千万の借款が与えられました
し、今後におきましても、鉄鋼業でご
ざいますとか、あるいは道路公団が借
りたい、あるいはまた、国鉄新線に貸
してもらいたいという希望がございま
す。これは世銀とこれから折衝してみな
くしてはならぬのであります。世銀の
方としても、相当の額を日本に貸すとい
うことについては、それほど異議は
ないようでありまして、具体的にどうい
うプロジェクトを取り上げるか、そし
て、それがあまり膨大な額にならぬ限
り、世銀としてはその用意があるとい
うことを言つておられますけれども、こ
れは別に今回の出資と関係はございま
せんし、見返りで借りるというもので
はございません。

○平林剛君 もう少しその点を聞いて
おきたいのであります。現在、代表的
なものは鉄鋼業、道路公団、国鉄新線
という例があげられましたけれども、
そのほかにも、世銀借款によつてわが
国で事業を興したい、仕事をしたいと
いう希望は、どのぐらい来てるので
う。そしてまた、この法律案の成否に
関係がございまして、いつごろ
そういう具体的な話し合いが進められ
る計画になっていきますか。
○政府委員(酒井俊彦君) 現在のところ、
世銀に借款希望を述べてアプロ
ウチをいたしておりますのは、電力関
係、これは約二千二百万ドルぐらゐの希
望しております。それから鉄鋼関係、
これが四千万ドル、道路関係が約一億
ドルというふうなことをいわれており
ます。これはもちろん、精細に詰めま
すならば、この数字は違つてくると思
ひますが、大体一億四、五千万ドルと

いう程度の希望をいたしております。ただ、これは希望があるという事は表明してございまして、世銀も好意的でございまして、いつごろ幾らこちらに借りられるかという事は、これらの交渉のことでございまして、今は、その点を何月何日ぐらいに開くというようには申し上げられませんが、

○平林剛君 問題は、最近の傾向として、世銀、あるいは、現在は計画がなくとも国際通貨基金等からも金を借り、それによつて日本経済の成長をはかるという考え方が漸次強くなつて参りまして、これに関する法律案もときどき政府から出されてきておるわけでありまして、従来、この外資の問題については、大へんわが国の議会においてもやかましい議論がございましたが、このごろはちよつと影をひそめた形になつてゐる。しかし、これを慎重に検討いたしました、なお問題をほらんでゐるのではないかという感じがするわけでありまして、つまり日本経済が受け入れることのできる外資あるいは借款というものの限界ですね、あまりこれを借り過ぎても、かえつて日本経済にマイナスを来すことになる。有効に使われればこれが得だという考えはわかりませんが、なかなか、世銀あるいは国際通貨基金というのは、日本の意思だけで動くでなく、もっと強力な国際的な資本というものが背景にある、はつきりいへば、アメリカのウォール街の考え方も多分に含まれておるわけでありまして、いわば日本はその片足をついておるといふことにしかならない。多少は日本も利益をすることがあるでしょう。しかし、やはり

この世銀並びに国際通貨基金の中心であるアメリカ経済というもののとの関連で、日本の今後という事は、十分慎重な検討をした後に、これらの問題を考へていかなければならぬ、私はそう見ておるのであります。政府においても、もちろん慎重な検討がされておると思ひますけれども、場当たり式に、何でもかんでも借りて仕事をすればいいのだというような考え方でいかれ、しかも、それが、直接国民の生活とは関係がないといへば言えるくらいのもので、すね。間接的にあるかもしれないものが、すべて大きな基幹産業を重点にいろいろな借款を受けるといふことになると、また、その点でも問題があるのではないかと。日本経済の受け入れることのできる外資借款の限界というものについて、政府はどんな考へを持っておられるか、これは一つ、ゆつくり根本的な考へ方があつたら聞かしていただきたい。

○政府委員(酒井俊彦君) 前段の、日本の外資の受け入れ限度というようにおっしゃつたように、何でも借りればよろしいというものはございませぬ。借款というのは、もう将来必ず返済期には返さなくちゃならないものでありまして、日本としては、戦前から外貨債務について一度もレポートしないといふことでやつてきておりますので、もちろん、あまり過大な負担を將來にかけてはいけないうわけでありまして、ただ、しかしながら、こういう借入金によつて経済を大きくする、その結果、また国民経済が一回り大きくなるといふことによりまして、国際収支がさらに借金返済能力を持つてくる

という点も考へられます。また、特定の大企業に借りるんじゃないかというお話に對しまして、これは日本でも借りておりますものは、今までのところは、そういうものでございまして、こういうことによりまして企業活動が活発になり、その結果、国民所得が上つてくる、生産性も上り、国民所得もふえるといふことで、日本経済全体にとりましては、やはり所得水準を非常に上げて、経済を安定しながら成長させていくといふ一つの役目をするのだと思ひます。さういふ意味から、借款をする

ことは、国民には何にも影響がないといふものではなくて、やはり雇用の問題、さういふ問題の解決に資するのだといふふうな考へられます。しかし、その限度は、具体的金額は幾らかといふことを言へといふお話しになりますと、これはそのときどきによつて違ひます。まあ年々二億ぐらいまでの借款の返済しないといふか、いや、三億まではいいといふことは、將來の発展度合、それから国際収支いかんによりまして返済能力の問題でありまして、一がい、このくらいといふことは申し上げられませぬし、また、今日このくらいと思つても、経済が発展して参りますと、さらにさういふ余力もついてくるといふことであります。いづれにいたしましても、おっしゃるやうに、借りるだけ得だといふ、目先だけでさういふ外資受け入れ態勢をとつておるわけではございませぬし、さういふことは私どもとして嚴重に慎んで考へておる次第でござい

ます。よつて結論が違つてくるのでありまして、うけれども、議会は政府に對して、国民の將來の負担といふものを白紙委任状を渡してしまつて同じことになるんです。つまり、外国から金を借りる、これは世銀だつと、国際通貨基金だつと、同じことで、將來の日本国民の負担になつてくることにおいては、変りはないわけですね。しかも、その金を借りるという計画については、われわれが別に審議をする機会といふものがない。特別な場合は別です。しかし、民間産業等の借款等においては、なかなかわれわれが審議をする機会もない。いい計画で成功し、そして日本経済の成長に役立つ場合は、日本国民全般に對してよい影響を与えるでしょう。しかし、その計画が目先のものに

とらわれて、何でも借りればいんだといふことで、ずさんな計画で結果的に失敗をした場合には、残るのは日本国民の負担といふだけに相なるわけですね。さういふ意味では、私はこの借款の仕方について、従来通り政府だけでやるというふうなことはどうかといふ感じがしておるのであります。国会においてもこれを十分審議をして、將來国民の重大な負担にならぬやうな配慮を絶えずしていかなければならぬ。しかるに、われわれはその責任を果せない。いわば白紙委任状で二億五千万ドルの範囲においてIMFから金を借りることができ、世銀からも金を借りることができ、その全権を政府に委任してしまつたことになつてしまつて、なかなか不安にたえない。特に日本経済と外資とのことをいろいろ分析をいたしますと、さういふ点にな

お私は疑念が残るのであります。さういふ問題について、われわれにどういふ安心を与えてくれるかといふことが私の問題なんです。

○政府委員(酒井俊彦君) ただいまのお話でございまして、世銀の借款につきましては、大体国が保証いたしますので、それは予算総則等におきまして出て参ります。従ひまして、これは国会に御相談の上でできる。政府保証をどれだけつけるかといふことを通じてあります。それからまた外債、日本の国債を出します場合には、これは当然予算、法律を要します。さういふ点で、やはり国会の御審議を受けるわけにございまして、従ひまして、政府だけで簡単に大きな借款をして、後代に負担を残すといふやうなことはございませぬ。政府といたしまして、その点は十分考へておりますから、後代になつて払えないやうな、さういふ過重な負担といふものはもちろん避けるつもりであります。今、事実問題として国会の御審議を受けるという事になつておりますので、その点は御了承いただきたいと思います。

なお、先ほど世銀、IMFがウォール街とつながつてゐるといふお話でございまして、御承知のように、これはIMFにいたしまして、世銀にいたしまして、全然アメリカのものではない。世界各國共通の国際的機関でございまして、そのいわゆる重役、理事連は各國から出ておりますので、さういふアメリカの金融情勢につながつて云々といふやうな機関ではございませぬので、この際ちよつと補足させていただきます。

○平林剛君 まあその点は、私はあなたと見解を少し異にします。議論をすれば議論もしなければならぬが、まあいきなり補正説明されて、いきなり質問を始めたので、ちょっと休憩をしまして、次の質問点を検討するから、私は質問を保留して、次の人にお願います。

○理事(山本米治君) 他に質問のある方はどうぞ御質問願います。
では、本法律案の質疑はあと回しにいたします。

○理事(山本米治君) 次に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員から補正説明を求めます。
ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○理事(山本米治君) 速記を始めて下さい。
では、ただいまの法律案も暫時預かることにいたします。

○理事(山本米治君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府委員から補正説明を願います。

○政府委員(石田正君) 日本輸出入銀行の昭和三十四年度におきます計画でございますが、大体八百億円の融資を予定いたしております。これはわれわれが一般案件と申しますところの延べ払い、輸出入投資等につきましては、四百九十五億円を予定いたしております。それから賠償関係の金融といたしまして二十五億円、特殊案件といたしまして二百八十億円、これは実際の実施に当りまして、それぞれ多少入

りくりがあろうかと思うのであります。が、そういう推定のもとに八百億円という融資計画を立てておるわけでございます。これに對しまして、輸出入銀行が既往の貸出から回収いたしましたところの金は四百四十億円を予定いたしております。その残りの三百六十億円につきましては、政府機関からの借入金といたしまして二百九十億円、それから産業投資特別会計からの出資七十億円を予定いたしまして、これによりまして八百億円の予定いたしました融資を滞りなく行うようにしたいと思っております。ここに提出されておりますところの日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、右の七十億円の政府出資に係りたしまして、現在の資本金三百八十八億円を、その額だけ増資したい、かような意味におきましてこの法律案を提出いたしまして御審議をお願いいたしておる次第でございます。

○理事(山本米治君) ただいまの法律案に対する質疑は留保しておきます。
○理事(山本米治君) 次に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、政府委員の補正説明を求めます。

○政府委員(小原孝次君) ただいま議題となりまして賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の補正説明を申し上げます。
賠償等特殊債務処理特別会計の処理対象でございますところの賠償等特殊債務の範囲は、現行法によりまして、連合国に対するところの賠償、それから連合国財産の補償その他の対外特殊

債務でございますが、カンボディアに對しますところの無償の経済援助は、ラオスにおきますと同様に、同国がわが国に對しまして有しておりましたところの賠償請求権を放棄したことと考慮して行われる措置でございます。賠償請求権の放棄がかりに行われなかつたならば、この特別会計におきまして、賠償あるいは対外特殊債務として処理の対象となつたものでございまして、賠償あるいは対外特殊債務との関連におきまして、この特別会計で処理することが、戦争債務全般につきましてこの会計で処理するという趣旨から申しまして、最も妥当な措置である、このように考えましてこの法律案が提出されたわけでござい

ます。さらにカンボディアの経済援助に關しますところの経費の支出の方法、これにつきましても、従来の賠償と同じようなやり方によつてやることになつておりますので、そういう意味でも、本会計で処理することが妥當であらうと考えた次第でございます。

なお、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定につきましまして、昭和三十四年の三月二日にカンボディアの首都のプノンペンにおきまして署名が行われました。別途今国会に提出いたしました、去る三月二十七日にその協定は成立しておるものとございします。その具体的内容は、日本国の生産物並びに日本国の国民及び法人の役務の供与からなるところの総額十五億円の援助を三カ年にわたつて行う、こういうことになつておりました。具体的な事業内容といたしましては、農産技術センター、それから種畜

場の建設及び運営を予定しておるわけでございします。
以上がこの法律案を提案いたしましたところの理由及びその内容の補正説明でございます。

○理事(山本米治君) 本法案に対する質疑はあと回しにいたします。

○理事(山本米治君) 次に、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案を議題とし、政府委員より補正説明を求めます。

○政府委員(賀屋正雄君) 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案の提案理由とその内容につきましまして、補足的な御説明を申し上げます。

戦時中、アメリカ、イギリス、オランダといったような敵国民の財産は、敵産管理法によりまして、いわゆる敵産管理に付されました。ところが、その大部分は、政府の命令によりまして、日本人に売却処分されたのでございします。ところが、不幸戦争に敗れまして、戦後連合国最高司令官の指令によりまして、このような財産はすべて連合国財産として、もとの所有者である連合国人に返還せられることとなつたのでございします。この返還措置についての国内法の根拠でございします。これは三つの政令があるものでございまして、第一は、連合国財産の返還等に関する政令、第二が、連合国財産である株式の回復に関する政令、第三が、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令、以上三つの政令を定めまして、これによりまして返還あるいは回復の事務を実施して参つたのでございします。平和条約の発効後も、これら

の三つの政令は、法律として存続しておりまして、引き続き条約上の義務として返還を行なつて参つたのでございします。その結果、現在におきましては、国際紛争案件として残つております二件を除きまして、全部返還を完了いたしております。

このような連合国財産の返還に伴いまして、これを返還した時の所有者等につきましては、政府は、戦時中という方々が敵産管理人からお買ひになったときに払われました金額に相当する額は支払つたのでございします。これだけでは、当時の経済事情にかんがみますれば、返還者等がこうむつた損失が十分に補償されておるというわけには参らないのでございします。そのために、先ほど申し上げました三つの政令の中で、それぞれ返還者等に生じた損失の処理あるいは補償につきましては、別に法律を定めるという規定を設けておるのでございします。しかしながら、戦争の結果生じたというわけから、戦争損害の問題は、本件のような連合国財産の返還等によるものほか、御承知の通り在外財産の問題を初めいろいろあるわけでございまして、これら一連の戦後措置との関連を考慮いたしまして、本件の検討を重ねて参つたのでございします。今日ではこれらの戦後処理もほとんど解決をいたしております。また連合国側に対する返還事務も、先ほど申し上げましたように昭和三十四年度におきまして、先に述べました関係政令の規定に基づきまして損失の処理を行うということにいたしまして本案を提案いたした次第でござい

本件の損失処理の方法の基本的な点は、損失の算定をいかなる時期において定めるかという点でございまして、これにはいろいろな考え方があろうかと思うのでございしますが、この法案においてとりまいた考え方は、連合国財産の返還が確定となりまして損失が具体的に確定したとき、すなわち連合国側から返還の請求があった時点をとっておるのでございまして、で、それから、この法律が通りましてから、具体的に補償をいたすのでございまして、から、この法律施行の日の前日までは、いわゆる遅延利息に相当する分といたしまして、年五分の加算金を付するということにいたしておるのでございします。

次に、この法案の内容でございします、なかなか細かい規定が並んでおりまして、読みづらい法案でございしますが、正確に書くところいうことに相なるのでございします。

第一条は、この法律の趣旨といたしまして、先ほど申し上げましたような三つの政令の損失処理規定に基くものであるということを確認いたしましたのでございします。

第二条と第三条におきまして、損失の処理等を請求することができるものは、どういふものであるか、で、これらの方々に支払われるいわゆる返還善後処理金の計算をどういふふうにするか、そうして、そのきまりました金額をどういふ方法によって支払うかという点を定めておるのでございします。

この法律の対象といたしますケースは、いろいろあるわけでございしますが、先に申しました三つの政令関係で、典型的なおもな例を申し上げます

と、第一は、連合国財産である不動産あるいは動産を返還した所有者たちに対して、どういふ金額を払うかという点につきましては、これらの方々が旧敵産管理人から買収したわけでございしますが、その時から返還請求がございました時までの間の、財産の種類によりまして価格指数がどういふふう騰貴しておるかという騰貴率をとります。そうして、建物でありますとか動産につきましては、減価償却後の残価率をとりまして、これに乗じまして、それによってその率をもとの敵産管理人が売り出したところの価額に乘じた金額がまず出てくるわけでございします。それから先ほど申しましたように、返還をさせましたときに、前に払いました金額は一応払っておるわけでございしますから、この金額を差し引きまして、そうして先ほど申しました年五分の加算金を加えた金額を返還善後処理金として払う、こういうことにならしております。

次は、株の場合でございしますが、これもいろいろありますが、典型的なものを申し上げますと、連合国財産である株を返還した場合は、その株を引き渡しました株主に対して、その株式の返還請求がありましたときの価額から動産、不動産と同じようにすでに支払いました売却価格相当額を差し引きまして、その金額に年五分の加算金を付した金額を払うことにいたしております。

それから第三は、いわゆる譲渡政令の規定の場合でございしますが、これは家屋を取用または除去された所有者の場合でございします。たとえば敵産管理人から土地を買収を受けて、その土地の上に自費で家を建てたというよう

な場合に、この土地を返還いたしますと、そのときに家はただ一緒に返還をした、あるいは場合によってその家は無償で譲渡またはこれも補償なしで除去を命ぜられておるのであります。これは明らかに自分が建てました家屋を無償で持っていくか、あるいは除去されたということで損失を補償する必要があるわけでございします。これは譲渡または除去の請求のありましたときの価額を算定いたしまして、これに連連損失を加え、また年五分の加算金を付した金額を払うことにいたしておるのでございします。なお、これらの返還善後処理金は、すべて国債でもって払うことになっておりますが、五千円未満の端数の金額につきましては、現金で支払うことになっております。

第四条及び第五条におきましては、返還善後処理金の請求、支払いの手続を規定いたしております。支払いの請求は、この法律施行の日から二年以内

に大蔵大臣に請求すること、大蔵大臣はこれを審査の上、その金額を請求者に通知いたしまして、すみやかに支払いを行うこととなっております。また国債の発行に関する必要事項は大蔵省で定めるといふような規定がござい

ます。この請求期限の二年以内とは、いわゆる除斥期間でありまして、この期間を過ぎますと、もはや請求ができないということになるのであります。

第六条から第八条までは、不服の申し立てと裁決及びこれらに關して必要な手続事項を政令に委任することを定めておるのであります。返還善後処理金に關する処分不服がおります場合には、その通知を受けた日から六カ

月以内に、大蔵大臣に不服の申し立てをし、大蔵大臣はこれを審査して、すみやかに裁決をすることとなっております。

そのほか第九条以下につきましては、支払われなかった返還善後処理金に対する課税上の特則と、大蔵大臣に属する権限の財務局長への委任等に関する規定を設けておりました。附則は、この長年にわたってございました事務を一度に処理いたしますために、ある程度の事務上の準備期間も必要でございします。この法律の施行日は公布の日から八カ月というやや長目に余裕の期間をとって、その範囲内で施行日を政令で定めるといふことにいたしておるのであります。

以上が本法案の提案理由と内容の補足説明でございします。何とぞ御審議の上、御賛成いただきますようお願いいたします。

○理事(山本米治君) 先刻質疑中の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、及びただいま政府委員から補足説明がありました三法案、計四法案を便宜一括して議題といたし、質疑を行います。

質問のある方は、順次、御発言を願います。

○平林剛君 これも私、きょう説明されて、まだ十分検討しておりませんけれども、大へん疑問のある法律であります。まず初めに、全般的な概要を知

るためにお尋ねをいたしたいことは、連合国財産で日本人に売却をされたところの土地、建物その他の動産、これほどの程度のものでございしたか。

○説明員(田中弘一君) 敵産管理人によりまして売却された金額は、当時の金額でございしますが、有体財産全部で四千四百八十九万四千円、こういうふうになっております。株式が一億九千三百七十六万三千円、こういうふうになっております。

○平林剛君 ちょっとわからなかったのですが、最初のは土地ですか。

○説明員(田中弘一君) 土地、家屋及び動産全部を含めまして。

○平林剛君 それは坪数に直すと、土地などはどの程度の土地ですか。

○小酒井義男君 関連して、一緒に答弁してもらおうと思っておりますが、具体的にどういふものがあるのか、建物にしても具体的な例を一つ説明してくれませんか。

○説明員(田中弘一君) 具体的な例を申し上げますと、たとえば、ある米国人がこの辺に住んでおりまして、土地と建物を持っておりまして、現実に普通の会社員として生活していた、こういうことがあるのでございします。これが開戦になりました、敵人でございしますので、前から政府といたしましては敵人の財産を調べておりまして、すぐ敵産管理という法律を施行いたしまして全部押えたわけでございします。その際、その敵人は、敵人でございしますから、全部抑留してしまっておるわけでございします。従って、その土地建物はあいてるわけでございしますから、それを敵産管理人が管理している、こういうわけでございします。その後、敵産管理というものはそのまま管理しておいて、相手国政府の出方も見て、敵産管理の実際のやり方をきめていくということでありまして、

も、敵国はみなやはり日本人の財産を押えまして、これを処分したり、清算したりというふうなこともやっておるやに当時うかがわれましたので、大蔵省といたしましては、そういう現物をそのまま預っているというのは非常に手数がかかかります。そういう点もございましたので、これを管理しやすい状況に換へてしまひまして、そうして管理した。つまり現金化して、その現金を政府で預けておいたというやり方にしたわけでございまして、その際、そういう住んでおりました土地、建物、そういうものを敵産管理人に命じまして、当時勸銀に評価させまして、合理的な価格で希望者を募りまして、それに売却したというのが実例でございまして、それが戦後になりましたので、それを返せということになりましたので、その家はすでに日本人が買って住んでおるわけでございまして、その日本人に対して、これは敵産管理人から買ったものである、従つて、返さなければいかぬということになりましたので、命令を出しまして総司令部の命令に基く大蔵大臣の命令というものをしまして、これを日本人から取り上げてしまひて元の住んでいた米人に返した、こういう例でございます。その米人はすぐ参つた人もおりますし、まあだいが、戦争直後に参つた人もおりますし、そうでない人もあるということで、遂次、返還事務は占領中及び占領後についても引き続き行ひまして、今、ほとんど全了した、こういうことでございまして、その取り上げられた日本人は、昔、敵産管理人から買った、ところが、昭和二十六年なり七年なりにその家を追い出されたということになりま

す。非常に気の毒な状態になるわけでございまして、まあそういう気の毒な状態に對しては、占領中は司令部の意向もございまして、そのつど補償することでもできませんのでございまして、あとで法律を出す、こういうことになっております。それが今回の法律を出した、こういうわけでござい

○平林剛君 まだ具体的につかめないのですよ。事情はよくわかるのです。事情はよくわかりましたけれども、土地、建物その他の動産で四千四百八十九万四千円と、こういうお話だ。多分、これは現在の時価のように聞き取れたのですけれども、現在の価格だとすれば、土地はどのくらいの坪数になつておるのであります。また、もっと具体的にいへば、たとえば、どこら辺だという話が出たら、代表的な場所などをさして説明をしてくれるとわかりやすい、こういうことを言っているのです。その点が明確でないからもう一度一つ説明をしていただきたい。

○説明員(田中弘一君) 土地は全体で九十五万七千五百八十三坪でございまして、先ほど申し上げました四千四百数十万坪という数字は土地、建物、動産全部を含めまして、当時敵産管理人が売却した値段でございまして、

○小酒井義男君 今の土地の坪数はわかつたのですが、建物の軒数はどのくらいあるのですか。

○説明員(田中弘一君) 建物の坪数は、棟の数が二千七百七十六棟でございまして、建坪が九万八千五百五十三坪でございまして、

○平林剛君 前の話をするからよけい

わからなくなつて、今のお話だと土地は九十五万坪だし、建物も棟数にしては相当なものになっておる。これらを具体的に評価がえをしてみないと現在の価格にはわからないのでしようけれども、大抵物価の上昇その他を考えると、土地、建物その他の動産の価格といふのは現在ではどのくらいに評価されるか。そうでないといふとちよつとぴんとこないんだね。株式の方も一億九千幾ら、こういうお話ですが、これは当時の価格とすると現在は一体どういふふうに変化しているか、現在の時点で一つお話をさせていただきたい。

○説明員(田中弘一君) 株式を除きました有体財産の現在の時価と申しますか、そういうものは、今、そういう建物は現実になくなつて、返還後に改造になっているというふうな場合とか、いろいろの動産がもうどこに行つていくかわからないというふうな問題がございまして、現実の一つ一つ評価するといふことはできないわけでございますので、従ひまして、昔の、つまり戦時中に売り出した値段というものを基礎といたしまして、そうして土地につきましては土地価格指数の騰貴といふようなこと、そういふこと、あるいは建物については建築指数の騰貴率あるいは減価償却といふようなことも考えまして、大体大ざっぱに推算いたしまして五十五億くらいというふうな考へております。株式につきましてもこれは非常に、何と申しますか、評価が困難でございまして、と申しますのは、株式は御存じのように、昔、たとえば一万株といふものを売りまして、今度返す場合にはそれに増資権利がたぐさんついておりまして、その増

資権利をだれがどうしたかというふうな点を一々考えますと、現在の時価といふものをどういふふうな計算していかうといふことがはなはだ困難でございまして、そういう数字は持ち合せございません。

○平林剛君 しかし、今の株式についても、補償する際にはどういふ根拠で政府はこれを補償するといふことになつておるのですか。それでもせめて、困難なことはわかりますけれども、政府が今日これを補償するといふときにはどういふふうな時価に変化をしていくのですか。

○説明員(田中弘一君) この法案で株式の場合はどういふふうに表示するか、そうしてその金額はどのくらいになるか、そういう御質問でございまして、それは、こういうふうになつておるわけでございまして。株式をかりに一万株といふものを敵産管理人から買ひ受けた人がございまして、

その一万株の株式を戦後になりました返します。そういたしますと、その一万株を連合国人が返してくれと言つた、つまり回復請求時の、返還請求時のその時の証券取引所の相場、それを基礎といたしまして、かりにその相場が百円とございまして、百円掛ける一万株といふことになつて支払うわけでございまして。しかしながら、連合国人に返します際には、一万株は、昔ありました一万株だけじゃございませんで、その後増資がその回復請求までの間にあつたといひますと、そういうたしとす、その増資分もこれを連合国人に返さなきゃいかぬ、こういうことになつておりますので、戦後はその増資の割当を日本人、つまり一万株を

買った日本人には割当をいたしませんので、そのまゝ手に持つておる。会社がそのまゝ保留しておきまして、連合国人から要求がありました際に、現実に売られた昔の一万株は本人から取り上げてこれを返す、そうして増資はそのまま保留していたものを返す、こういうことになつておるわけでございまして、

○平林剛君 いや、それはよくわかるのです。そのむづかしいことは私はわかりませんけれども、結局、政府が補償しなきゃならぬという提案でしよう。そういう総額は大体どのく

らしいになるのかわかりもしないで、わしら審議できますか。それが幾らになるかということ……。

○説明員(田中弘一君) 株式につきましては、そういう計算をいたしまして二億四千五百万円、これが補償の総額でございます。

○平林剛君 それを一番先に言ってくれば、前のことは、こまかいことを聞かなくてもいいのです。それでですね、さっき私はもっと具体的な例をあげてくれと言いましたが、質問の方向を変えてお尋ねいたします。この法律案の対象にされるものはだれか、すなわち対象となる人の数、第二、代表的なもの、この二つを一つお伺いいたします。

○説明員(田中弘一君) 本損失処理の対象となる人数は、全体で三千七百六十八人、そうしてその中でたとえばおまなものを……。

○平林剛君 法人と個人。

○説明員(田中弘一君) 法人と個人の区別を申し上げますと、法人が六百六十三人、個人が三千五百人でござい

ます。

○平林剛君 代表的なもの。

○説明員(田中弘一君) 代表的なものを申し上げますと、たとえば東京瓦斯という会社がございます。で、これは横浜市中区山下町にありましたシェル石油会社の横浜の社屋を買っておりま

す。土地及び鉄筋建物、さらに動産、こういうものを買っております。これを補償いたしますと、当時の売却価格全体では百七十五万円でございます。これをこの法律案の規定を適用いたしまして計算いたしますと、概算でございますが、約四千二百万円という数字に

なるわけでございます。

○平林剛君 もう少しお尋ねします。代表的なのは東京瓦斯株式会社だけで、あとは小物ですか。この法人並びに個人、これに匹敵するものはないのですか、あるのですか。

○説明員(田中弘一君) 法人もそのほかに大きいものはございます。

○平林剛君 どこですか。

○説明員(田中弘一君) たとえば東京芝浦電気、日本鋼管、神戸製鋼、そういったところがございまして。また個人ではさような大きなものはございませ

ん。大体一千万円以下、大きいところでも一千万円以下でございまして、大多数は大体十から二十万円くらいの返還善後処理金になると、こういう概算でございます。

○平林剛君 今日までの法律案をなぜ提案をしてこなかったのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 毎国会、特に衆議院の大蔵委員会におきましても、その御質問があったのでござい

ますが、先ほど補足説明におきましても申し上げましたように、戦後の処理という問題はいろいろあるわけでござい

まして、その関連等につきましても慎重に検討をする必要があるということ

で、おられて参りましたのと、それから返還の事務が昨年でもって完全に終つたというようなことがございまして、この辺が切りがいいところで適當であ

らうというふうに考えたのであります。○平林剛君 その点はもう少し私の方で検討したいと思ひます。

たので、それで解決をしているのではないかというふうに考えられるのです

が、今日あらためて物価の上昇率を掛けて補償をする必要はないのじゃないか。先ほどのお話では、何かこれを補償するという法律案があるというよう

なことでありましたが、これはどういう法律でありますか。

○政府委員(賀屋正雄君) その点も先ほど御説明申し上げましたように、返還請求がございまして、日本人から返還をいたさせましたときには、その日

本人がその不動産等を戦時中に敵産管理人から買つたときに払った代金だけをお返ししたわけでございまして。返還の

事務はもう戦後でございまして、二十四、五年から、おそいものは一昨

年あたりまでずっと続いております。で、戦前の敵産管理人から買いましたと

きに払った代金だけで済みますというこ

とは、やはりこの経済情勢の変つてお

る今日では不十分じゃないか、かりに、たとえば家屋を買ひまして自分が

住んでたという場合に、それを取り上げられまして、別に住む家を探すと

か、あるいは建てるというようなことをしなければならぬとき、その家屋を、戦時中比較的まだ物価の低かつたころに払つて買ったときのその代金だけを支払われたのではどうにもしようがないということも考えられます。

るか、あるいは土地とそっくり一緒にして返還した、こういうケースでござ

いまして、これに對しては、自分が費しまして建てました事柄に對しては何

らの補償も受けておらない、これは当然補償してやる必要があるということ

でございます。そういうことが先ほど申しました三つの政令の中に規定し

てあるのでございまして、この法律の一条に書いてありますように、返還政

令の二十五条あるいは株式回復政令の三十条、それから譲渡政令の十條の

三、こういう規定について、別に法律で定めるといふことが明定してあるわ

けでございまして、これはいづれも政令でございまして、御承知のように、講

和条約発効後は、法律としての効力を持っておりますのでございまして。

○平林剛君 その法律は、政令です

か、一度これは資料として出してもら

いますか。

のような、つまり当初の買い受けられ

た方でない方、これが三百二十七人

でございます。しかし、この三百二十七

人のうち、動産でございまして、動産

取得した人が大半でございまして、不

動産を取得した人というものは三十

人、従ひまして、この方々は本法律案

によりまして、自分が関係したことは

ない、つまり第一次取得者が敵産管理

人に払った昔の金額でございまして、

それに所定の倍数を掛けたものをもら

うわけでございまして、ある意味では

者は当然……。

○平林剛君 そこまで聞いていないの

だ。そういうことは聞いていないの

だ。私もこの動産や不動産などが転売

されているというところはかねがね聞いて

おつたのです。それで御聞きを

持つてはそれを転売されているのです

ね。こういうものがあるからというよ

うな、後に補償されるからというよ

うなことで転売されたという事実は

私も聞いたことがあつた。そこで、さ

らにお尋ねしますが、東京瓦斯株式

会社

社あるいは東京芝浦電気、日本鋼管、

神戸製鋼、こういう会社は初めから敵

国財産を払い受けた会社ですか。それ

とも回り回つてここに來ているとい

うのですか。

○説明員(田中弘一君) 当初からのも

のでございまして。

○小酒井義男君 これ件数はわかつた

んですが、対象となる物件の所在は

やはり東京周辺ですか、全国的に散在

しておるものか、どうですか。

○説明員(田中弘一君) 所在は東京周

辺に限りますので、大体外人が居住

していた所という所がおもでございま

すので、東京及び横浜、神戸、そういった所が中心でございます。しかしながら、たとえば外国の石油会社というものは、そういう所以外にもいろいろ財産を持っておりましたので、そういう意味では全国的に散らばっているという状況でございます。

○小酒井義男君 土地だけというのがありますね。その場合、土地だけで建物のない場合の、敵産管理人から買い受けて、それをもう一度取られた、そして現在に至っているのは、買い受けた土地の値上りというものは、買い受けたときから現在までをずっと通算することになるわけでありませんか。

○説明員(田中弘一君) 現在までございませんで、それぞれの具体的な土地につきまして、いつ返還請求があったか、昭和二十六年に返還請求があった、もう返すことが確定になったというものならば、昭和十七年に敵産管理人から買ったといたしまして、昭和十七年から二十六年までの値上りだけを見るわけでございます。現在まで見るわけはございません。

○小酒井義男君 これは、私は、ただ短時間説明を聞いただけで、これを、急いではおられるでしょうが、きょうの本会議にかけるところまでやることは、非常に委員会としても無責任じゃないかという気がするのです。

それで、一つ上りような法案から先にやると、そういうことにしたいだいた方がいいのじゃないかと思ひます。

○理事(土田國太郎君) ちょっとと速記をとめて。

○理事(土田國太郎君) 速記をとめて。

○理事(土田國太郎君) 委員の異動について御報告いたします。ただいま委員森田義衛君が辞任され、その補欠として大沢雄一君が委員に選任されました。

○木内四郎君 ちょっとと政府委員に伺いたいんですが、連合国財産の返還等に伴う損失を処理されることはきわめて当然なことだと思ふんですが、私今、ちょっと手元に書類を持っていないし、はなはだ不完全な質問じゃあるかもしれないけれども、例の政府が接収した船舶、これに対しては何らの補償は今日までされておられないように思ふんですが、これは問題はどうなんでしょうか、その点はどうか。

まあいいですよ。それじゃあ、これは接収された日本の船舶については、船会社の方については補償されておられないんだというふうには思ふておるんですが、そうすると、一方こういう形は違ふけれども、こういう損失がいける戦後の処理として補償されるけれども、船の方はそのまま取り上げればなしだということだと、いかにもそこに権衡を得ていない点があるのじゃないか。別に私はこれが悪いという意図はきわめて適切なことだと思ふけれども、船の方の損失は全然はうておくと、何かこう当を得ないのじゃないかというふうに感ずるのです。この点はいずれまた、私の意見も入つての質問だったので、また後刻お調べになっておっしゃつていただいてもけっこうです。

○理事(土田國太郎君) 国際通貨基金

及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○理事(土田國太郎君) 速記をとめて。

○理事(山本米治君) 速記をとめて。

○理事(山本米治君) 速記をつけて。

他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○平林剛君 私は、ただいま議題となつた法律案に対しては、反対の意見を述べたいと思ひます。

まあ、反対理由として、先ほど質疑応答を行いました。どうも政府の外資導入政策については、日本経済に与える影響あるいは将来日本国民の負担となることに対する認識などにつきまして、私は大きな疑問を持っております。であります。この点について、政府の基本的な考え方をただしたのであります。すが、明確な構想につきまして欠けるところがある。そういう中で今回の法律的措施が進められるということになります。これは、将来のわが国の経済という点を考えた場合に、なお慎重を期すべき余地が残っている。これが私の第一の反対の理由であります。

それから、これを具体的に象徴するものといつたしまして、国際通貨基金やあるいは世界銀行への増資提案の仕方に

つきまして、何か一萬田大蔵大臣あるいは佐藤大蔵大臣等の個人的なブレーというにおいを強く感ずるのであります。が、これら日本経済に与える重要な方向を下するものとして、比較して考えた場合に、国内で相当与党内でも慎重な検討がなされて行動なり提案がされたというならば、私はまた、与党の責任があつて、反対をするにいたしまして、これがある程度責任を負う政党があるということから、がまんができるのであります。が、今日まで私ずっとながめた場合に、国内におけるこれらの党議が、公然と、また慎重に行われての提案というふうに見られない。そしてその動きから必然的に、いろいろ法律が用意され、今回もまたこの措置がとられるという点は、法律案の持つておる出発点からの欠陥である。私はそう思ふのであります。

第三には、きょうは十分質疑を行うことができませんでしたが、先般の審議をいたしました接収貴金属等の処理に関する法律案に基いて日本銀行に対する金地金が返還をされる。そしてこれが評価がえによつてその差益が財源とされておるのであります。が、日本銀行の金地金につきましては、予算委員会におきましても一時問題になり、日銀の帳簿に掲載をされておる金地金と、実際に保有しておる金地金などにつきまして、なお相当慎重に検討をすべき要素がある。これらについて十分な説明ができなかつた。これは、私も時間の制約がありまして、まことに遺憾でありますけれども、この法律案に関連をして疑問とするところであり、大体、以上の理由が本法案に対して

賛成し得ない点であります。

○理事(山本米治君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○理事(山本米治君) 多数であります。よつて本案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○理事(山本米治君) 次に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認

めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。賠償等特種債務処理特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(山本米治君) 次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○小酒井義男君 この輸出入銀行の貸出残高というのが、ここに資料として出ておりますが、この中で一番貸出額の多いのは製造業であります。これは製造業というだけで、ちょっと内容が私どもわからぬのですが、どういう業種のものがあるかということ、そしてこの貸し出しを受けておる対象になつておるのは、どのくらい業者が貸し出しを受けておって、一番大きい金額を借りておるのはどういふところであるかというようなことを、ちょっと説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) ちょっとお尋ねいたしますが、それは輸出入銀行の数字の、製造業という数字が出ておるのでございましょうか。

○小酒井義男君 この資料は大蔵省から出ておるかと思つたのですが、これは調査室の方でできておる資料ですが、大蔵省の方でどういふ分類をされておるか分かりませんが、それらの分類に基いて説明していただければけっこうです。

○政府委員(石田正君) 大蔵省でやっておりますところの分類の仕方によつて見ますと、大体大蔵省では、大きく輸出と輸入と投資というふうな工合に分けておるわけでございます。

それで、日本輸出入銀行の本年の二月末の数字で申しますと、一番大きいのは何と申しましても輸出でございます。これが五百五十四億七千二百万円ということに相なつております。それから輸入は八億ばかりでございます。それから投資が百一億、合計いたしまして六百六十四億というふうな数字に相なつておるわけでありまして、

お尋ねの先ほどの数字は、主として輸出に關係するかと思つてございまして、輸出につきましても、何と申しましても一番大きなものは船舶でございます。まして、先ほど申しました五百五十四億のうちで、船舶が三百七十六億というふうな数字に相なつております。その次に大きなものは車両でございます。車両が四十九億余になつておりまして、五十億近い数字を示しております。その次に大きなものが繊維機械でございます。これが三十七億ばかりでございます。その次に参りますのが電気機械でございます。二十二億ばかり。

○小酒井義男君 船の關係で、造船会社じゃないに、まだありますね。

○政府委員(石田正君) 御質問の点は、いわゆる商事会社、これが注文をとつて、そうしてそれが借主になつてやつておるものがあるだろうというお

かり。その次に大きなものは鉄鋼製品でございます。約七十億。そのほかのものはいろいろ雑多なものがございまして、これが大体五十一億ばかりの数字に相なつておる。かような中身になつておる次第でございます。

○小酒井義男君 その一番金額の多い船舶は、これはどこどこに出ておりますか。

○政府委員(石田正君) お尋ねの点でございますが、それは輸出先の別というところでございましょうか、それとも融資先というところでございましょうか。

○小酒井義男君 融資先です。

○政府委員(石田正君) 大体、これは造船会社に対して貸し出しがなされておるわけでございます。この融資先は三菱造船、あるいは三菱重工業、川崎重工業、あるいは新三菱重工業、川崎重工業というふうな、大体大きな造船会社はみんな網羅をいたしておるわけでございます。

○小酒井義男君 その貸出金の回収状況です。これはどうですか。

○政府委員(石田正君) これは幸いにいたしまして、海外の借入先でございまして、それが延べ払いの条件を現在までのところよく守つて下さいますものでございまして、従ひまして、延べ払いとかあるいは延滞とかいふようなことはないうような状況になつておるのでございます。

○小酒井義男君 船の關係で、造船会社じゃないに、まだありますね。

○政府委員(石田正君) 御質問の点は、いわゆる商事会社、これが注文をとつて、そうしてそれが借主になつてやつておるものがあるだろうというお

話でございます。今、その数字はここに抜き書きしてございせんけれども、そういうものはございまして。しかし、お尋ねの点は、延滞という問題につきましても、商社の分につきましては延滞はございせん。

○小酒井義男君 延滞というものはありますか。

○政府委員(石田正君) 延滞というものはございません。

○小酒井義男君 そうですか。

○政府委員(石田正君) 開発銀行が、国内造船の場合におきまして、海運会社に相当融資をいたしております。この点につきましても、海運市況が悪かつたりなんかするに、とかくなかなか資金の回収が思うにまかせぬという点はございまして、輸出入銀行の場合は、海外のいわゆる購入者がその国際的な契約条件を守らなかつたために金が返つてこない、従つて、その金を受け取つて輸出入銀行に返すところを、輸出入銀行から借金をしている。それが延滞しているというところは、まだ幸いにして発生してはいない、かように考へておる次第でございます。

○小酒井義男君 そうすると、現在においては貸出先で回収が困難であるというふうなのは全然ありませんか。

○政府委員(石田正君) 私たちは、まだそういうふうなものを聞いておらないのでございます。これから先どういふことが起つて参りますか、それはわかりませんけれども、現在までのところ、非常に延滞で困つておるというところは聞いておりません。

○理事(山本米治君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと

認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数でございます。よって本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時四十七分休憩

午後九時八分開会

○理事(山本米治君) ただいまから委員会を再開いたします。

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案については、各派協議の結果、本月二十八日午前十時より委員会を開いて審議することに決定いたしました。

なお、そのとき、引き続いて請願を審査することに決定いたしましたので、右御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔参照〕

揮発油税法の一部を改正する法律案に対する修正案

第九條の改正規定中「二万三百円」を「一万九千二百円」に改める。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十四年四月十一日」に改める。

附則第四項中「五千五百円」を「四千四百円」に改める。

附則第五項中「五万五千円」を「四万四千円」に、「十一万円」を「八万八千円」に、「二十二万円」を「十七万六千円」に、「四十万四千円」を「三十五万二千円」に改める。

附則第六項中「二十日以内」を「十五日以内」に改める。

地方道路税法の一部を改正する
法律案に対する修正案

本則中「二百三十八分の三十五」を「二百二十七分の三十五」に、「二百三十八分の二百三」を「二百二十七分の百九十二」に改める。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十四年四月十一日」に改める。

物品税法の一部を改正する法律
案に対する修正案
第一条第一項の改正規定中第一種
甲類第七号を削り、同種乙類第八号
を同類第七号とし、以下同類第十三

号まで順次一号ずつ繰り上げる。

第一条第一項の改正規定中第二種
甲類第二号を次のように改める。

二 ゴルフ用具、同部分品及
附属品

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和三十四年五月

一日から施行する。ただし、附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項中「この法律」を「この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ）」に改め、及び前項第一号から第三号までに掲げる物

品で昭和三十四年四月中に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの（製造場から移出されるものとみなされるものを含む。）に対する物品税」を削る。

附則第三項中「昭和三十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に、「新法第一条」を「改正後の物品税法（以下「新法」という。）第一条」に改める。

附則第四項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第七項中「昭和三十四年四月

一日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第八項中「昭和三十四年五月一日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第九項中「昭和三十四年五月一日前」を「この法律の施行前」に、「附則第一項」を「次に掲げる物品のうち、」に改め、「同項」を削り、

「同日以後」を「この法律の施行後」に改め、同項に次の六号を加える。

一 第一種第三号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第二十五号に掲げる物品に該当

するもの
二 第一種第六号に掲げる物品の
うち、旧法第一条第一項第二種
第五十二号に掲げる物品に該当
するもの

三 第一種第七号から第十一号までに掲げる物品

四 第二種第三十八号及び第五十
一号に掲げる物品のうち、受信
用真空管を使用しないラジオ聴

取機
五 第二種第三十九号に掲げる物
品

六 第三種第二号に掲げる物品のうち、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチジン及びチクロヘキシルアミン

「一日前」を「この法律の施行前」に、
「同日以後」を「この法律の施行後」
に改める。

附則第十一項中「昭和三十四年五
月一日」を「この法律の施行の日」
に改める。

附則第十二項及び第十三項中「昭和三十四年五月一日以後」を「この法律の施行後」に改める。

附則第十四項中「サツカリン又はズルチン」を「この法律の施行の際サツカリン又はズルチン」に改め、
「昭和三十四年四月一日に」を削る。

附則第十五項中「サツカリン等を原料とする」を「この法律の施行の際サツカリン等を原料とする」に改め、「昭和三十四年四月一日に」を削

に「同日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第十六項中「昭和三十四年五月一日に」を「この法律の施行の際に」「附則第一項」を「附則第九項」

に、「同日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第十八項中「昭和三十四年四月二十日まで」を「この法律の施行後二十日以内」に改める。

附則第十九項中「昭和三十四年五月二十日まで」を「この法律の施行後二十日以内」に改める。

附則第二十一項中「昭和三十四年五月一日に」を「この法律の施行の際に」附則第二項を「附則第九

項」に改める。
附則第二十四項中「昭和三十四年三月三十一日」を「昭和三十四年四月三十日」に改める。

一、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月九日）

一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する

法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十二日）